

不祥事根絶のための行動計画（令和7年度）

(令和7年4月)

北広島町立八重小学校

作成責任者：校長 江崎 繁

八重小学校 Compliance 宣言

私たちは、教育公務員として法令を遵守し、高い倫理観と使命感を持って、職務遂行・生活をします。

教育の原点

子どもたちは、私たちの姿を見て育ちます。

使命 私たちは子どもを守ります、

遵守 私たちは法令を遵守します。

公正 私たちは、不祥事を許しません。

公開 私たちは、地域に開かれた学校にします。

【重点内容】

- ① 体罰、わいせつ・セクハラの行為をしません。
- ② 交通3悪（飲酒運転・速度超過・不注意運転）はしません。
- ③ 個人情報の管理を徹底します。

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○教職経験の浅い教職員が多く、具体的な場面を想定しながら、研修を実施していく必要がある。 ・勤務に係る事項 ・個人情報の扱い、金銭の扱い ・セクハラ・わいせつ ・体罰・不適切な指導	○教育の原点を忘れず、教職員としての心構えを日々振り返るとともに、当事者意識を持ちながら業務にあたる。	○服務に係る基本事項を取り上げ、具体的な日々の業務内容とつながる研修内容を設定する。 ○服務研修の際、自身を振り返る協議等を設定する。 ○タイムリーな情報（処分事例等）を暮会等で日々共有する。	○研修を計画通り実施し、意見交流等の時間を設定する。不祥事防止委員会において、研修内容について評価・改善を行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事防止委員会の実施が定期的に行えていない。 ○昨年度、研修内容が類似しているものがあり、計画段階で、内容を精選し具体化しておく必要がある。	○日頃からのコミュニケーションを大切にし、相談しやすい職場環境を整える。 ○不祥事防止委員会及び学校衛生委員会を活性化させ、教職員の実態把握、不祥事防止に係る取り組みを充実させる。	○服務研修において、より具体的な研修内容を設定し、進めていく必要がある。 ○企画委員会実施に合わせて、不祥事防止委員会を開催する。 ○学校衛生委員会において、教職員の勤務状況等を把握し、必要に応じて個別面談を実施する。	○毎月1回、企画委員会・不祥事防止委員会・学校衛生委員会において、情報交換し、把握・改善する。
相談体制の充実	○児童・保護者から、いじめ・体罰等に関する相談が入りやすい実態である。 ○スクールカウンセラーによる相談利用も多い。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を継続して繰り返し行う。 ○教職員全員で児童の実態把握に努める。	○PTAの集まり等の機会に保護者への周知を行うとともに、全ての教室に周知ポスターを掲示する。 ○毎週金曜日の暮会において、児童理解のための情報共有を行う。	○児童・保護者に対し、学期ごとにアンケートを実施する。